

市第27号議案 横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る 住環境の保全等に関する条例の一部改正

1 趣旨

横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例（以下「中高層条例」という。）は、中高層建築物等の建築計画等の周知手続を定めるとともに、中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争についての「あっせん」及び「調停」などを定めることにより、良好な近隣関係の保持、安全で快適な住環境の保全及び形成を図ることを目的としています。

この条例では、中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争が生じ、当事者間での解決が困難となった場合に、市職員が話し合いを調整する「あっせん」や、建築・都市計画・法律・環境等に関する学識経験者などの調停委員が、専門的かつ公平な立場から紛争当事者双方の事情を聴取し、調停案を提示する「調停」を行うため、必要な事項を定めています。

横浜市開発事業の調整等に関する条例（以下「開発事業調整条例」という。）の一部改正に合わせ、中高層条例による「あっせん」及び「調停」の対象事業について改正します。

2 条例改正の概要

(1) あっせん・調停の対象事業の改正

開発事業調整条例の対象事業に「農地・森林等における造成工事」及び「土石の堆積に関する工事」が追加されるため、小規模な事業を除き中高層条例による「あっせん」及び「調停」の対象となるよう、改正します。

これに伴い、条例名を「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例」に改正します。

(2) その他

開発事業調整条例及び建築基準法の改正に伴う所要の改正を行います。

3 施行日

規則で定める日（令和7年4月1日（予定））とします。

ただし、2条例改正の概要(2)その他のうち、建築基準法改正に伴う改正は、この条例の公布の日とします。